

国保だより

問い合わせ

保険課

☎72-2101(内線322・323・325)



リフィル処方箋が導入されています

国の制度で、令和4年4月から「リフィル処方箋」が導入されています。

「リフィル処方箋」とは、医療機関で、処方箋を毎回もらわず、同じ処方箋を薬局で最大3回まで繰り返し使用できる仕組みです。詳細は、医師へご確認ください。

例) 長期間、同じ薬を飲んでいるなど症状が安定し、通院をしばらく控えても問題ないと医師が判断した場合が対象

リフィル処方箋の仕組み

〈3回まで使用可能なリフィル処方箋の場合〉

